

静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について—「共生・共育」を目指して—（平成28年4月）より一部抜粋

高等学校における特別支援教育

校内の支援体制の整備

発達障害や情緒障害のある特別な支援を必要としている生徒に対して、特別支援教育コーディネーターを中心に、全校体制で生徒の課題の明確化や支援の共有を図り、校内の支援体制の整備を推進します。

多様な学びの場の環境整備

特別な支援を必要とする生徒に対して、特別な教育課程としての高等学校における通級指導教室の設置について、研究を進めます。

個に応じた指導の充実

一人一人の特性に配慮した適切な支援・指導を行うため、「個別の指導計画」を作成し、授業内容の工夫や、社会参加や自立を目指した進路指導の充実を図ります。

異校種間の連携と「交流及び共同学習」

高等学校の特別な支援を必要とする生徒に対し、受検時や入学後の支援を充実させるために、中学校からの情報の引継ぎを確実にしていくことが重要であることから、異校種間の連携の一層の充実を図ります。

関係機関との連携と外部人材の活用

発達障害だけでなく多様な障害への対応の必要性を踏まえ、医療、福祉、労働の関係機関との連携をとり、臨床心理士などの外部の専門家を活用し、支援の充実を図ります。

特別支援教育の専門性の向上

特別支援教育コーディネーターを含め全教職員の特別支援教育に関する専門性を向上するための研修体制の構築と、人事的な配慮を推進します。

(1) 支援体制の整備

特別な支援の必要な生徒について適切な支援・指導していくためには、校長のリーダーシップの下、学校全体としてチームで取り組む組織力を向

上させ、校内支援体制を充実させることが重要です。現在公立高等学校では、すべての学校で校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名がされていますが、今後はその具体的な取組の充実が求められています。専門的な助言ができる特別支援教育コーディネーターの育成と校内組織への位置付けが重要となります。

また、平成20年度より、県内を7地区に分け、拠点校が中心となり、特別支援教育に関する研修や体制整備における情報交換を実施する「特別支援教育地区研究協議会」を開催してきました。地区内の高等学校間のネットワークをさらに充実させるため、特別支援学校間のネットワークや特別支援学校のセンター的機能を活用していくことが有効です。

(2) 多様な学びの場の環境整備

文部科学省においては、高等学校における通級指導教室の設置について検討しています。静岡県は、平成26年度から平成28年度の3年間、文部科学省委託事業「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業」に取り組んでいます。通信制の機能を生かし、通級指導教室に類する形態によりソーシャルスキルトレーニングの指導を行っています。今後、本研究の成果を受けて、必要な支援・指導体制について研究していきます。

(3) 個に応じた指導の充実

特別な支援を必要としている生徒に対し、「個別の指導計画」を作成することは、課題を明確化し、適切な支援・指導を行う上で大変重要な要素です。「個別の指導計画」は、指導者間の支援方法の共通理解につながり、学校全体、教育活動全体で生徒に対応する力となります。

障害のある生徒の支援・指導については、今後も、生徒のより深い理解と支援・指導の充実の観点から、生徒指導主事と特別支援教育コーディネーターが十分に連携をし、特別支援教育についての理解を一層深めることが重要です。

県教育委員会は関係部局と連携し、特別な支援が必要な生徒の自立と社会参加の促進に努めます。学校においては、卒業後の社会参加を見据えて、進学や就労への意欲、知識、態度について幅広く丁寧な支援・指導を実施することが求められます。

(4) 異校種間の連携と「交流および共同学習」

高等学校において多様な障害のある生徒の入学者選抜への志願が見込まれる中、県は、受検時における留意点や入学後に可能な支援の体制につい

て研究していきます。中学校からの情報の引継ぎを確実に行うだけでなく就職先や進路先へと円滑に引き継いでいくための手段として「個別の教育支援計画」を位置付け、連続性のある支援・指導体制の充実に努めます。

高等学校における特別支援教育の推進に欠かせない「共生・共育」の理念を理解するためには、高等学校の所在地域における特別支援学校との「交流及び共同学習」を活用することも有効です。高等学校内に設置した特別支援学校高等部（知的障害）分校においては、日常的な交流を通し、「共生・共育」の意識が育まれていることが報告されています。今後も学校生活において、「共生社会」の形成に貢献する人づくりに努めていきます。

(5) 関係機関との連携と外部人材の活用

各学校の特別支援教育コーディネーターは、個別の支援の充実に向けて、医療、福祉、労働等の関係機関と連携を図ることが重要です。その基盤を作るために、特別支援学校のセンター的機能の活用や地域に設置されている関係機関との連携による支援システム（自立支援協議会）への特別支援教育コーディネーター等の積極的な参加を促進していきます。

高等学校において、より効果的な支援・指導を進めていくために、学校支援心理アドバイザーを引き続き拠点校に配置します。また、臨床心理士等と連携した相談支援の体制の整備に努めます。

(6) 特別支援教育の専門性の向上

高等学校（定時制・通信制を含む）に在籍するに特別な支援を必要とする生徒に対して適切な支援・指導を行うために、すべての教職員に対して特別支援教育に関する一定の知識・技能と指導力が求められています。校長等の管理職、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、担任等がそれぞれの役割に応じた専門性を身に付けるための研修を、私立高校等と連携を図りながら実施していきます。また、特別支援学校との人事交流を通じた特別支援学校教諭免許状を所有している教員の高等学校への配置や、高等学校の教員の特別支援学校への異動など、人事面について引き続き配慮していきます。

公立だけでなく、私立の高等学校の特別支援教育の専門性が高まることは、在籍する生徒の学習指導・生活指導・進路指導の充実が図られるだけでなく、高等学校への進学を希望する生徒の進路選択の幅を広げることにつながると考えます。